

令和7年度 ふれあい・いきいきサロン助成事業(子育てサロン) 実施要綱
～赤い羽根共同募金助成事業～

1. 目 的

「地域の拠点に、住民である当事者とボランティアとが協働して企画をし、内容を決め共に運営していく、楽しい仲間づくりの活動」という定義により、高齢者だけでなく、障害者や子育て中の親、閉じこもり孤立しがちな人たちが、ボランティアである住民と共に地域の中で、いきいきと元気に生活できるつながりをもつ場（＝ふれあい・いきいきサロン）に対して、助成金を交付する。

2. 実施主体

社会福祉法人 三豊市社会福祉協議会

3. 助成の条件

以下の条件を全て満たしているサロンに対して助成金を交付することができる。

- (1) 地区住民への働きかけがあること。
- (2) 内容に偏りがないこと。
- (3) 参加者から会費（活動費・材料費等）を徴収すること。
- (4) 月1回以上の開催が望ましいが、年間10回以上は開催すること。
- (5) 新設及び再開のサロンについては経費として、助成額の上限を10,000円とする。
- (6) その他、この要綱に沿った活動であること。

※1・・・サロン開催6回以上10回未満は、基本額（6,000円）のみの助成となります。

4. 助成金額

- (1) 基 本 額 6,000円 （新設及び再開の場合は上限10,000円）

(2) 実 績 額 助成金の額は、令和6年度サロン開催数実績に応じて下記のとおり補助区分により上限金額を定める。※2・・・令和7年度に再開及び新設されたサロンは別途区分決定します。

補助区分	回数	配分額（円）
区分1	年10回～年19回（毎月1回以上）	25,000
区分2	年20回～年29回（毎月2回以上）	32,500
区分3	年30回～	40,000

5. 申込の方法

- (1) 助成を希望するサロンは、助成金申請書（様式第1号及び別紙）に必要事項を記入の上、当会窓口（本所・支所）に提出すること。
- (2) 申込期間は令和7年4月1日（火）から令和7年10月31日（金）までとする。

※毎月10日締め切り翌月25日払い予定

ただし、申請時期により必要経費を鑑みて減額される場合がある。

6. 助成の審査・決定

助成の審査は本会で行い、予算の範囲内で助成サロン及び金額を決定する。

7. 助成金の交付

助成金は、助成金交付決定通知を行った後、請求書（様式第2号）の提出を受けて交付する。

8. 事業実績報告書の提出

助成金の交付（決定）を受けた団体は、事業実績報告書（様式第3号）を、令和7年度の活動終了後1ヶ月以内に当会窓口（本所・支所）に提出すること。

9. 助成金の返還について

- （1）本会は、事業の目的に照らして、運営や予算の執行が適当でないと認めたときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- （2）助成金の交付を受けた団体は、事業完了後に助成金に残余が生じたときは、速やかに返還しなければならない。

10. 助成事業の広報

- （1）助成決定を受けた団体は、事業の実施にあたり、赤い羽根共同募金の助成事業である旨を広報（周知）しなければならない。また、サロン開催時にはサロンののぼりを掲げるなどの啓発活動を行うこと。
- （2）助成金の交付を受けた団体については、共同募金運動への参加と協力を行わなければならない。
- （3）助成事業については、広報（しちふく等）に掲載・報告する。